

電力取引監視等委員会紛争処理規程改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>電力・ガス取引監視等委員会紛争処理規程</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電力・ガス取引監視等委員会</u></p> <p>(指名の欠格等)</p> <p>第1条 <u>電力・ガス取引監視等委員会</u> (以下「委員会」という。) は、委員会の委員その他の職員 (委員会があらかじめ指定する者に限る。以下「委員等」という。) が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、<u>電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第35条第3項 (ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第38条の3第2項及び熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) 第19条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> に規定するあっせん委員 (以下「あっせん委員」という。) 又は<u>電気事業法第36条第2項 (ガス事業法第38条の3第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)</u> に規定する仲裁委員 (以下「仲裁委員」という。) に指名しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>電気事業法第36条第3項 (ガス事業法第38条の3第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定により、仲裁委員を委員等のうちから当事者が合意によって選定した者につき委員会が指名する場合には適用しない。</p> | <p style="text-align: center;"><u>電力取引監視等委員会紛争処理規程</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電力取引監視等委員会</u></p> <p>(指名の欠格等)</p> <p>第1条 <u>電力取引監視等委員会</u> (以下「委員会」という。) は、委員会の委員その他の職員 (委員会があらかじめ指定する者に限る。以下「委員等」という。) が次の各号のいずれかに該当するときその他事件の当事者と特別な関係にあるときは、<u>電気事業法 (昭和39年法律第170号。以下「法」という。)</u> <u>第37条の2第3項</u> に規定するあっせん委員 (以下「あっせん委員」という。) 又は<u>法第37条の3第2項</u> に規定する仲裁委員 (以下「仲裁委員」という。) に指名しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>法第37条の3第3項</u> の規定により、仲裁委員を委員等のうちから当事者が合意によって選定した者につき委員会が指名する場合には適用しない。</p> |

(あつせんをしない場合等の通知)

第5条 委員会は、電気事業法施行令(昭和40年政令第206号)第7条第2項(ガス事業法施行令(昭和29年政令第68号)第6条の3及び熱供給事業法施行令(昭和47年政令第420号)第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知に当たっては、あつせんをしないものとした理由を付する。

2 委員会は、電気事業法施行令第8条第2項(ガス事業法施行令第6条の3及び熱供給事業法施行令第5条において準用する場合を含む。)の規定による通知に当たっては、あつせんを打ち切った理由を付する。

(あつせんの答弁書の提出の要求)

第6条 委員会は、電気事業法施行令第7条第1項(ガス事業法施行令第6条の3及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知に当たっては、相当の期間を指定して答弁書の提出を求めることができる。

(委員等に関する事実の開示)

第8条 (略)

2 前項の規定による開示は、電気事業法施行令第10条第1項(ガス事業法施行令第6条の3及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により名簿の写しを送付するときのほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行わなければならない。

(あつせんをしない場合等の通知)

第5条 委員会は、電気事業法施行令(昭和40年政令第206号。以下「令」という。)第2条の4第2項の規定による通知に当たっては、あつせんをしないものとした理由を付する。

2 委員会は、令2条の5第2項の規定による通知に当たっては、あつせんを打ち切った理由を付する。

(あつせんの答弁書の提出の要求)

第6条 委員会は、令第2条の4第1項の規定による通知に当たっては、相当の期間を指定して答弁書の提出を求めることができる。

(委員等に関する事実の開示)

第8条 (略)

2 前項の規定による開示は、令第2条の7第1項の規定により名簿の写しを送付するときのほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行わなければならない。